

制定	平成 29 年 6 月 14 日
----	------------------

改正	平成 30 年 6 月 13 日
----	------------------

評議員・役員報酬支給基準

社会福祉法人 緑陽会

評議員・役員報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は社会福祉法人緑陽会の定款第8条及び第21条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給をおこなう役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
 - (2) 理事、ただし法人と雇用契約を結んでいない者（以下「外部理事」という。）
 - (3) 監事
- 2 理事で法人と雇用契約を結んでいる者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規程に従い職員としての報酬（給与）を支払うので、この基準の対象とはならない。

(報酬支給の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については評議員会
- (2) 理事については理事会・評議員会
- (3) 監事については監事監査・理事会・評議員会
- (4) 役員等が、その任を実行するに当たって理事長が必要と判断した会議・研修会等

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬額は次のとおりとする。

- (1) 評議員会に出席した評議員には、各年度の総額が定款第8条に定める年間40万円を超えない範囲で、以下の報酬を支給する。

支給条件	報酬額
評議員会への出席1回につき	10,000円
理事長の要請により会議・研修会等に参加した場合1日につき	10,000円

- (2) 理事会及び評議員会に出席した外部理事には、評議員会において定めた理事・監事の年間報酬総額1200万円の範囲で、以下の報酬を支給する。

支給条件	報酬額
理事会及び評議員会への出席1回につき	15,000円
理事長の要請により法人業務及び法人が実施する事業の運営に当たった場合1回につき	15,000円

(3) 監事監査、理事会及び評議員会に出席した監事には、以下の報酬を支給する。

支給条件	報酬額
監事監査、理事会及び評議員会への出席 1 回につき	15,000 円
理事長の要請により法人業務及び法人が実施する事業の運営に当たった場合 1 回につき	15,000 円

(4) 理事長には理事長報酬として以下の報酬を支給する。ただし (2) に規定する報酬については支給しない。

支給条件	報酬額
理事長報酬月額	500,000 円
理事長報酬賞与年間	2,500,000 円

(5) 業務執行理事を任命した場合には以下の報酬を支給する。ただし (2) に規定する報酬については支給しない。

支給条件	報酬額
業務執行理事報酬月額	200,000 円
業務執行理事報酬賞与年間	1,000,000 円

(役員等の費用弁償)

第 5 条 役員等が、法人のため理事長の要請を受けて出張や外部の研修等に参加する場合には、第 4 条に定める報酬以外に、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の必要な経費の実費を弁償する。

(改廃)

第 6 条 この基準の改廃は、評議員会の議決を経ておこなうものとする。

附則

この基準は、平成 29 年度第 1 回定期評議員会において基準が採択された日より施行する。

この基準は、平成 30 年 6 月 13 日から施行する。